

成田市新型インフルエンザ等対策

行動計画

平成26年10月

成田市

目次

I.	はじめに	1
1.	新型インフルエンザ等の発生と危機管理	1
2.	新型インフルエンザ等対策の経緯	1
3.	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
4.	政府行動計画の作成	2
5.	県行動計画の作成	2
6.	市行動計画の作成	3
II.	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
II-1.	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
II-2.	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	6
II-3.	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
II-4.	新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	10
II-5.	対策推進のための役割分担	13
II-6.	行動計画の主要5項目	16
1.	実施体制	16
2.	情報提供・共有	22
3.	予防・まん延防止	23
4.	予防接種	24
5.	市民生活及び市民経済の安定の確保	27
II-7.	発生段階	28
III.	各段階における対策	31
III-1.	未発生期	31
1.	実施体制	31
2.	情報提供・共有	31
3.	予防・まん延防止	32
4.	予防接種	33
5.	市民生活及び市民経済の安定の確保	33
III-2.	海外発生期	35
1.	実施体制	35
2.	情報提供・共有	36
3.	予防・まん延防止	36
4.	予防接種	36
5.	市民生活及び市民経済の安定の確保	37
III-3.	国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	38

1. 実施体制	38
2. 情報提供・共有	38
3. 予防・まん延防止	39
4. 予防接種	40
5. 市民生活及び市民経済の安定の確保	40
III-4. 県内感染期	42
1. 実施体制	42
2. 情報提供・共有	43
3. 予防・まん延防止	43
4. 予防接種	44
5. 市民生活及び市民経済の安定の確保	44
III-5. 小康期	47
1. 実施体制	47
2. 情報提供・共有	48
3. 予防・まん延防止	48
4. 予防接種	48
5. 市民生活及び市民経済の安定の確保	49
(参考1) 市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	50
(参考2) 用語解説	52

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し死亡する例も報告されてきたが、平成 21 年（2009 年）4 月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、平成 25 年（2013 年）3 月に、これまで報告されたことがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出ている。

このようなことから、従来から注目されてきた A/H5N1 型に加え、A/H7N9 型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

2. 新型インフルエンザ等対策の経緯

国では、平成 17 年（2005 年）に、WHO Global Influenza Preparedness Plan（世界保健機関世界インフルエンザ事前対策計画）に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。その後、平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）に改定された。

同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に行動計画を改定した。

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国では、これまでの経験を踏まえ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定し、平成 25 年（2013 年）4 月に施行した。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

4. 政府行動計画の作成

国は、特措法第 6 条に基づき、平成 25 年（2013 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

5. 県行動計画の作成

千葉県は、平成 17 年（2005 年）11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく政府行動計画の策定を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするために、平成 25 年（2013 年）11 月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を改定した。

県行動計画は、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので、全庁（出先機関を含む。）が一体となって取組を推進し、対策を

実施するとされている。

6. 市行動計画の作成

本市においても、平成 22 年（2010 年）8 月に「成田市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したが、特措法に基づく政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、今回、抜本的に見直し、「成田市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を改定した。

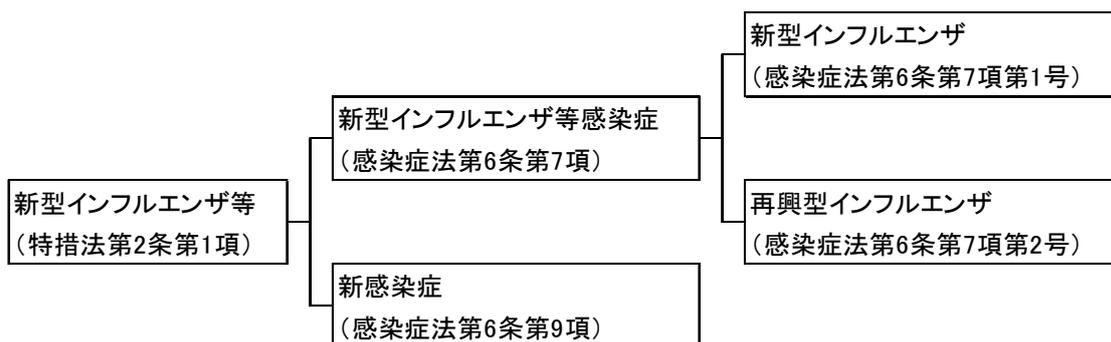
市行動計画は、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。

さらに、本市においては、市行動計画等に基づき、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、適時適切に変更を行うものとする。



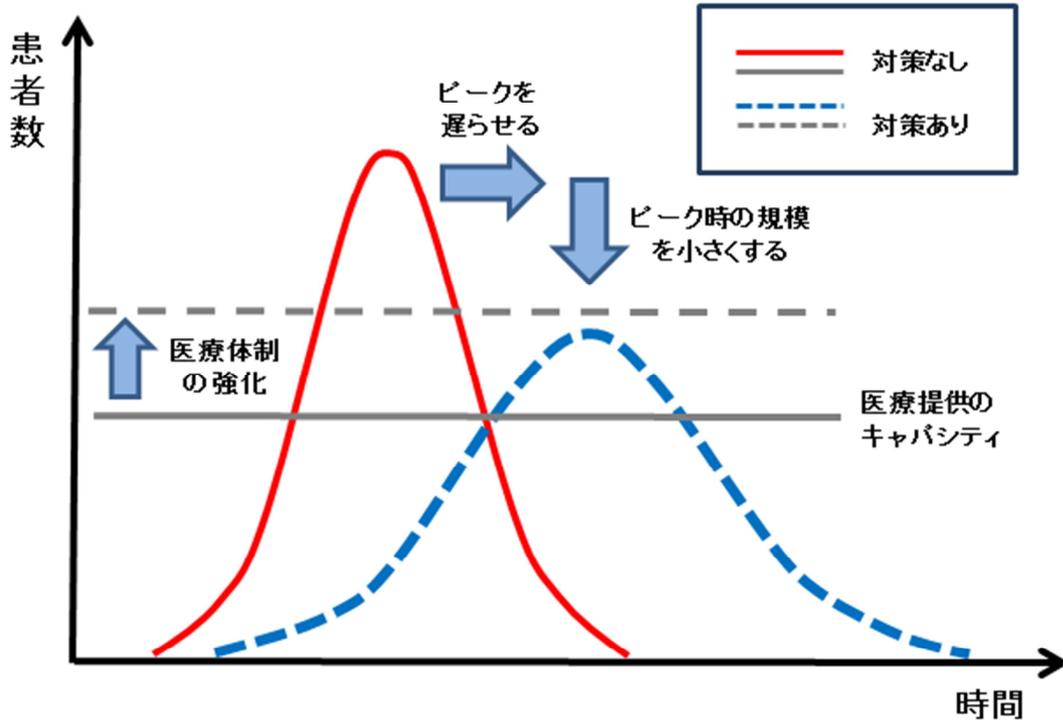
Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。本市は、日本の空の玄関口である成田国際空港を擁しており、年間約3,500万人の旅行客の往来があるため、インフルエンザ等種々の感染症の国内への流入経路の一つとして重要な位置をしめている。そのため、成田国際空港の近くに設置されている成田赤十字病院は、全国で3か所ある特定感染症指定医療機関の1つとして指定されている。その成田赤十字病院の感染症担当医師の1人は、国のインフルエンザ専門家会議の医療体制に関する委員をしており、新型インフルエンザ等感染症の専門知識を有し、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合には、国の最新の情報、対策に関わる立場にある。市内で、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合には、国の最新の感染症情報に接することのできる特別な立場にある成田赤十字病院の感染症担当医師と連携をとり、成田市として、適切な感染対策をとって行くことが有用である。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置き、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 事業継続計画等の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、科学的知見、成田国際空港を擁する地理的条件及び国、千葉県、他自治体等の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、国・千葉県が実施する対策の協力体制の構築、住民接種体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を実施することが必要である。海外で発生している段階で、国が行う検疫（特に成田国際空港）の強化等に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- 国内発生早期の段階では、千葉県は患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。病原性に応じては、千葉県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の実施に関し、市として協力をを行いながら、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている

場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- 国内で感染が拡大した段階では、国、千葉県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、国、千葉県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、千葉県が実施する不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、千葉県、本市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、千葉県、本市、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、千葉県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）等に協力するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし（特措法第5条）、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも有り得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

成田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4. 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、「市対策本部」における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際にインフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態も有り得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成 22 年国勢調査では、成田市の人口 128,933 人で全国人口 128,057,352 人の 0.10 パーセント、千葉県人口 6,216,289 人の 2.07 パーセント）に当てはめることで、被害想定を行った。

<想定条件>

□り患率：25%

□致命率：アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%

スペインインフルエンザを重度 2.0%

- ・ 市の人口の 25 パーセントが新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 13,000 人～25,000 人と推計した。
- ・ 入院者数及び死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し国・千葉県が推計した患者数から上限値を推計した。
 - ・ 中等度の場合は、入院患者数の上限値は約 530 人、死亡者数の上

限値は約 170 人と推計

- ・ 重度の場合は、入院患者数の上限値は約 2,000 人、死亡者数の上限値は約 650 人と推計
- 流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下で、国、千葉県を示した入院患者数の発生分布から推計すると、中等度の場合の 1 日当たりの最大入院患者数は市内で 100 人（流行発生から 5 週目）となり、重度の場合では、1 日当たりの最大入院患者数は約 400 人となる。
- 推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国は必要に応じて見直しを行うこととしている。
- 新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

		成田市	千葉県	国
参考人口		128,933 人	6,216,289 人	128,057,352 人
患者発生数 (人口の 25%)		32,233 人	1,554,072 人	32,014,338 人
受診患者数		約 13,000 人 ～25,000 人	約 63 万人 ～121 万人	約 1,300 万人 ～2,500 万人
入院患者数 (上限)	中等度	約 530 人	約 2.6 万人	約 53 万人
	重度	約 2,000 人	約 9.7 万人	約 200 万人
死亡者数 (上限)	中等度	約 170 人	約 0.8 万人	約 17 万人
	重度	約 650 人	約 3.1 万人	約 64 万人
1 日当たり最大入院患者数	中等度	最大 100 人/日	最大 4,900 人/日	最大 10.1 万人/日
	重度	最大 400 人/日	最大 19,400 人/日	最大 39.9 万人/日

2. 社会への影響に関する想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 全市民の 25 パーセントが流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 パーセント程度と考えられるが、従業員自身のみ患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40 パーセント程度が欠勤するケースが想定される。

II-5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

<p>1. 国</p> <p>新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <p>その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。</p>
<p>2. 千葉県</p> <p>国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定してお</p>

く。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、千葉県は直ちに「県対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3. 成田市

市民に最も近い行政単位として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。

政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに「市対策本部」を設置し「市対策本部」会議を開催して、必要な対策を実施する。

対策を実施するに当たっては、千葉県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

4. 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

5. 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6. 登録事業者（特措法第 28 条）

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

8. 個人

新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内、市内での発生状況や国、千葉県、成田市等が実施している、予防接種などの具体的対策についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実施するよう努める。

II-6. 行動計画の主要5項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、1. 実施体制、2. 情報提供・共有、3. 予防・まん延防止、4. 予防接種、5. 市民生活及び市民経済の安定の確保、の5項目に分けて計画を立案している。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点について以下に示す。

1. 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた市行動計画をあらかじめ作成し、広く関係機関や市民に周知しておく必要がある。

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前においては、「成田市新型インフルエンザ等警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組を推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、市行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、国が「政府対策本部」を設置し政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、全庁一体となった対策を強力に推進するため、市長は直ちに特措法第34条に基づく「市対策本部」を設置する。

(1) 組織体制

①成田市新型インフルエンザ等警戒本部

責任者	本部長	副市長	
組織構成	副本部長	総務部長 健康こども部長	
	本部員	企画政策部	広報課長 人事課長
		総務部	危機管理課長 管財課長
		市民生活部	市民協働課長
		福祉部	社会福祉課長 高齢者福祉課長
			障がい者福祉課長 介護保険課長
		健康こども部	子育て支援課長 保育課長 健康増進課長
		教育総務部	教育総務課長 教育指導課長 学校給食センター所長
		生涯学習部	生涯学習課長 公民館長 図書館長
消防本部	消防総務課長 警防課長		
連絡員	各部統括		
事務局	危機管理課 健康増進課		
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国外で新型インフルエンザ等のヒトからヒトへの感染が認められ、国が水際対策（検疫体制の強化）を実施している段階 ○ 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では未発生であり、感染拡大は非常に限られている段階 ○ 県内または市内で患者発生数が減少し、低い水準で留まる段階 		

②成田市新型インフルエンザ等対策本部

責任者	本部長	市長
組織構成	副本部長	副市長
	本部長付	教育長
	本部員	各部部長・会計管理者・議会事務局長・消防長
	連絡員	各部統括
	本部事務局	総務課（選挙管理委員会含む）・行政管理課 危機管理課・健康増進課
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された時 ○ 成田国際空港の検疫において、新型インフルエンザ等感染者を確認したとき ○ 県内で患者が発生した段階 	

(2) 本部組織・運営

① 本部長等の主な任務

職名		主な任務
本部設置時	平常時	
本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ 市民に対する緊急声明の発表 ○ 対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 本部事務を統括し、職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在又は本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長を補佐すること
本部長付	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長・副本部長が不在又は事故あるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること。 ○ 本部長及び副本部長を補佐すること
本部員	部長 会計管理者 議会事務局長 消防長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 各部における対策の実施状況を本部会議に報告すること ○ 本部長を補佐すること
連絡員	各部統括	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部及び部内各課長との連絡調整

② 本部事務局の主な事務分掌

所掌	内容
1. 市対策本部に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部の運営 ○ 本部会議の計画・進行
2. 情報の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部が実施する対策状況の情報収集・整理 ○ 対策状況全般の記録 ○ 庁内における情報共有

(3) 各部事務分掌

部名	主な役割
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策 ○ 関係機関・団体等への情報提供 ○ 市業務の継続に関する事 ○ 市主催のイベント・集会等の中止に関する事 ○ 所管施設における掲示等による広報
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供体制の構築 ○ 市業務の継続に関する事 ○ 広報なりた及びホームページによる広報(市対策本部広報) ○ 報道機関に対する情報提供 ○ 職員に対する感染予防策の周知 ○ 職員の就業に関する事 ○ 市長による市民への呼び掛けに関する事 ○ 外国人に対する標準予防策等の周知
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部運営の統括 ○ 市警戒本部運営の統括 ○ 情報提供体制の構築 ○ 市業務の継続に関する事 ○ 対応方針の決定に関する事 ○ 新型インフルエンザ等関連情報の統括 ○ 市の実施体制・対策方針・対策の状況に関する情報提供 ○ 市窓口・施設の閉鎖に関する情報提供 ○ 本部長(市長)による市民への呼び掛けに関する事 ○ 防災行政無線・防災メールによる広報 ○ ライフライン事業者との連絡調整
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の措置・確保
空港部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成田国際空港株式会社との連絡調整
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区・自治会・町内会との連絡調整 ○ 区長回覧による広報 ○ 外国人に対する標準予防策等の周知 ○ コミュニティバスの運行(縮小・運休等)に関する事 ○ 交通事業者(空港を除く)との連絡調整
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量化と排出抑制に関する情報提供 ○ 遺体の管理に関する事

部名	主な役割
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設・高齢者・障がい者に対する標準予防策等の周知 ○ 要援護者に対する支援
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市行動計画の見直し ○ 市対策本部の運営に関すること ○ 市警戒本部の運営に関すること ○ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生状況 ・ 医療対策に関すること ・ 入院病床等の把握 ・ その他新型インフルエンザ等全般に関する情報 ○ 関係機関との連携体制の構築 ○ 情報提供体制の構築 ○ 成田市三師会（印旛市郡医師会成田市医師団・印旛郡市歯科医師会成田地区・成田市薬剤師会）への情報提供 ○ 在宅患者への情報提供 ○ 新型インフルエンザ等に関する啓発 ○ 感染防護資機材の備蓄・調達 ○ 標準予防策の周知 ○ 帰国者・接触者相談センターの周知に関すること ○ 急病診療所に関すること ○ 対応方針の決定に関すること ○ 市の実施体制・対策方針・対策の状況に関する情報提供 ○ 市長による市民への呼び掛けに関すること ○ 感染予防対策に係る広報内容の総括 ○ ワクチン接種に関すること ○ 感染症に関する法令等の運用に関すること ○ 市民からの症状等に関する電話相談に関すること ○ 市立保育園・市立幼稚園・子育て支援施設の休業措置に関すること ○ 市内の保育園・幼稚園における患者発生状況の把握 ○ 市内の保育園・幼稚園・子育て支援施設における標準予防策等の周知 ○ 児童ホームに関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家きん等への感染防止に関する国・千葉県との連絡調整

部名	主な役割
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家きん等に係る情報の収集 ○ 家きん等の飼育者に対する広報 ○ 卸売市場における流通の確保
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業の確保に関すること ○ 道路維持業務対策
都市部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部への支援
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活用水の確保に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員への連絡・報告・啓発
教育総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒・教職員等の健康管理及び家庭の啓発・相談 ○ 市立小中学校における感染及び感染拡大防止対策 ○ 市立小中学校の臨時休校等の措置に関すること ○ 市立小中学校の患者発生状況の把握 ○ 学校給食における安全対策 ○ 職員に対する感染予防策の周知
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部への支援
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防本部で使用する感染防護資機材の備蓄 ○ 消防職員に対する感染予防策の周知 ○ 優先継続業務の選定とそれを踏まえた人員配置 ○ 搬送体制に関すること
会計室 監査委員事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他部への支援

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、千葉県、本市、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、千葉県、本市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のため、成田市ホームページ、広報なりたやマスメディア等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、保育園、幼稚園、学校等における集団感染については、地域における感染拡大の起点になりやすいことから、園児、児童、生徒等に対しては、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対応が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学

的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたものか等) や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、「市対策本部」における広報担当が適時適切に情報を提供する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に答えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを考慮し、次の情報提供に活かしていくこととする。

3. 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、ゆるやかにピークに達するよう情報提供することで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

まん延防止対策は、個人対策や、地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うこととなるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、千葉県が実施する、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置について市民に周知を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、千葉県が必要に応じて実施する不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限の要請等に適宜、協力する。

そのほか、海外で発生した場合、国は、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力の下、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隠離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしているが、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、特に、本市は成田国際空港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があり、患者発生以降に行う感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れをもって実施するための体制の整備を図ることが必要である。

4. 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさまるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエン

ザに限って記載する。

(2) 特定接種

ア) 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザが H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

イ) 対象者及び実施主体

対象者	実施主体
・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）	国
・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	国
・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	都道府県 又は市町村

特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施に当たっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に「政府対策本部」において総合的に判断し、決定することとなっている。

ウ) 特定接種の接種体制

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体となる。実

施については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、市は、接種が円滑に実施できるよう、未発定期より接種体制を構築する。

(3) 住民接種

ア) 種類

ア-1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合
特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種

ア-2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合
予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種

イ) 国の接種順位の考え方

特定接種対象者以外の接種順位については、国は次の4群に分類することを基本とし、接種順位については、この分類に基づき「政府対策本部」が決定する。

①医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者(基礎疾患を有する者、妊婦等)

②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

③成人・若年者

④高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

ウ) 接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施する。このため未発定期から接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築する。

(4) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種

全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、「政府対策本部」において総合的に判断し、決定される。

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、千葉県、本市、医療機関、指定地方公共機関、各登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う。また、その他の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内（県内）での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、千葉県の発生段階を踏まえ、未発生期、海外発生期、国内発生期（県内未発生期）～県内発生早期、県内感染期、小康期の5つの段階に分類することとする。

国全体での各発生段階の移行については、WHO の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、「政府対策本部」が決定し、それを公表する。

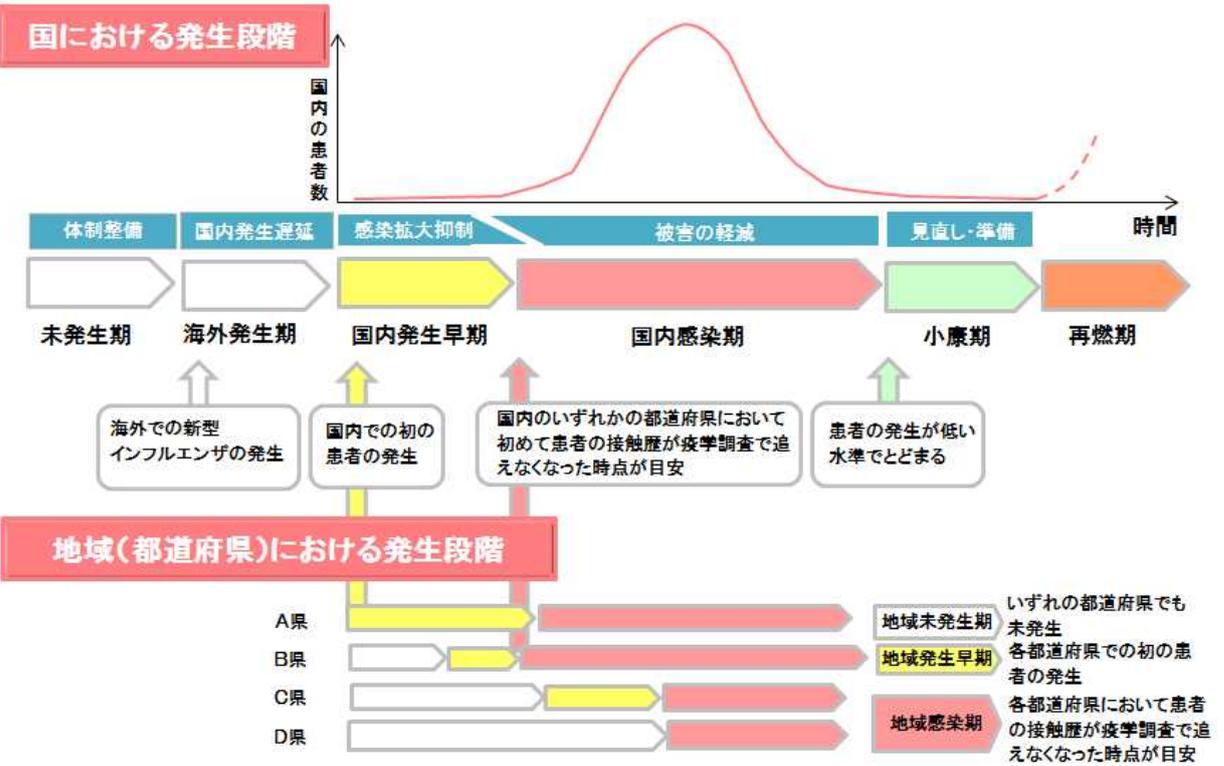
国が決定した発生段階の状況と千葉県の状況が異なる場合は、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、千葉県が発生段階を定め、その移行についても必要に応じて千葉県が判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないことに留意する。例として、海外で発生した場合には、海外の感染者が帰国時等に成田国際空港を利用する可能性が高く、千葉県内で国内初の患者発生が起り得ることも考えられ、その場合には海外発生期から、国内発生早期のうち県内未発生期を経ないで、県内発生早期となることが想定される。

さらには、緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化するということに留意が必要である。

＜国及び地域(都道府県)における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



＜政府行動計画より転載＞

< 国及び県における発生段階 >

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期（県内未発生期）～国内発生早期	【国内発生早期】（国の判断） 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期 ※感染拡大～まん延～患者の減少	【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

Ⅲ-1 未発生期
○状況 ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
○目的 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
○対策の考え方 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、千葉県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1. 実施体制

(1) 市行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 体制の整備及び千葉県等との連携強化

市は、千葉県、成田国際空港保健衛生協議会(事務局:成田空港検疫所)、医療機関、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2. 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の

対策について、市ホームページ、広報なりた等の各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

- ・市は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等のインフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2) 体制整備

市は、コミュニケーションの体制整備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体については、市ホームページや広報なりた等複数の媒体を用いることとする。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築し提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することとする。
- ③ 情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、さらなる情報提供に活かすこととする。
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

3. 予防・まん延防止

(1) 個人レベルでの対策の普及

- ・市は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑われる場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について広く市民に周知する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、千葉県の実施する不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。

(2) 地域対策・職場対策の周知

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における千葉県の実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

4. 予防接種

(1) 特定接種対象者の登録の協力

市は、国の要請に基づき、千葉県と協力し事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、登録事業者の具体的地位や義務等を周知する。

(2) 接種体制の構築

①特定接種

市は、国及び千葉県からの要請に基づき、特定接種の対象となる職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

②住民接種

- ・市は、国及び千葉県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・市は、国及び千葉県より技術的な支援を得ながら、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(3) 情報提供

市は、国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方等の基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等についての具体的手続きを検討し、決定しておく。

(2) 火葬能力等の把握

市は、千葉県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

Ⅲ－２ 海外発生期

○状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
- ・成田国際空港の検疫において、新型インフルエンザ感染者を確認したとき。

○目的

- 1) 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 千葉県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 5) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1. 実施体制

- ・市は、必要に応じ、「市警戒本部」を設置し、「市警戒本部」会議を開催して、海外での発生情報の共有化を図るとともに、必要な協力依頼を行う。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び千葉県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、市は、国が決定した基本的対処方針を考慮し、必要な体制を強化するため「市警戒本部」を設置し、「市警戒本部」会議を開催して、対策を検討する。ただし、成田国際空港の検疫において、新型インフルエンザ感染者を確認したときには、「市対策本部」を設置し、「市対策本部」会議を開催し対策を検討する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・市は、千葉県等と連携し、市民に対して、海外での発生状況や市内発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体を明確にしながら、市ホームページや広報なりた等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり感染予防には一人ひとりが手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の个人防护を行うことが必要であることを市民に周知する。

(2) 情報共有

市は、国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用するなどして、国や関係機関と情報共有を行う。

(3) 相談窓口の設置

市は、千葉県等からの要請に応じ、国が作成した Q&A 等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

3. 予防・まん延防止

市は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県内への感染拡大を防止するためには、千葉県等との十分な連携が必要であり、保健所や成田国際空港保健衛生協議会（事務局：成田空港検疫所）等との情報の共有や連携の再確認を行う。

4. 予防接種

(1) 接種体制の構築

①特定接種

市は、国や千葉県等と連携し、国の示した具体的な運用のもと、集団的接種を基本とし、職員等の対象者に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

②住民接種

- ・市は、国、千葉県等と連携して接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう集団的な

接種を行うことを基本として、関係機関と連携し、具体的な接種体制を構築する。

(2) 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ連絡する。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、千葉県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

Ⅲ－３ 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

○状況

・国内発生早期（県内未発生期）

国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態

・県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

○目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域に千葉県が指定された場合は、県内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により積極的な感染対策等をとる。
- 2) 感染対策について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「市警戒本部」を設置し「市警戒本部」会議を開催して、情報の集約・共有を行う。

また、国の緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに「市対策本部」を設置する。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じ「市対策本部」を設置し「市対策本部」会議を開催して、対策について協議する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・

人混みを避けること等の個人防護を行うことが必要であることを市民に周知する。

- ・ 市は、国等からの情報等を基に、国内・県内での発生の状況や具体的な対策等について、対策の実施主体等を明確にしながら分かりやすく詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行うとともに、市ホームページ等により、国の Q&A 等を関係機関や市民に周知する。
- ・ 市は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に市民に提供する。

(2) 情報共有

市は、インターネット等を活用し、国、千葉県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

(3) 相談窓口の充実・強化

- ・ 市は、千葉県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・ 市は、国から Q&A の改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

3. 予防・まん延防止

- ・ 市は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・ 市は、県内で患者が発生した場合は、感染症法に基づき千葉県が実施するインフルエンザ等の患者への対応（入院措置、治療、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等）等に協力し、まん延防止対策を推進する。
- ・ 海外発生期と同様に、県内への感染拡大を防止するためには、千葉県等との十分な連携が必要であり、市は、保健所や成田国際空港保健衛生協議会（事務局：成田空港検疫所）等との情報の共有や連携の再確認を行う。

緊急事態宣言が発令された場合の措置

千葉県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、千葉県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

千葉県が、市の区域を対象として、特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

千葉県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、市内の学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

千葉県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

4. 予防接種

住民接種

- ・ 市は、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・ 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を千葉県や国に提供する。
- ・ 市は、接種の実施に当たり、国、千葉県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

緊急事態宣言が発令された場合の措置

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

市は、国及び千葉県から要請があった場合、市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するよう要請する。

(2) 市民・事業者への呼び掛け

市は、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、国が事業者に対して行う要請に千葉県と連携し協力する。

(3) 要援護者対策

計画に基づき、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、市は、引き続き国及び千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(4) 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、千葉県と連携し、地域の新型インフルエンザ等発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の個人防護具等を調整する。
- ・ 市は、遺体の搬送及び火葬に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、市は、以下の対策を行う。

①水の安定供給

水道事業者として、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、千葉県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

Ⅲ－４ 県内感染期

○状況

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）

○目的

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。対策の実施については、地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、千葉県と連携し地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 2) 状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく、かつ、積極的に情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・市民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 5) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

「市警戒本部」は市内の患者状況を迅速に把握し、市内が感染期に入ると判断した場合は、「市警戒本部」会議を開催し、国から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市は、緊急事態宣言が発令された場合、速やかに「市対策本部」を設置し、「県対策本部」との連携を緊密にし、対策の基本的方針を決定する。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・ 市は、千葉県等と連携して、引き続き市民に対して市ホームページや広報なりた等利用可能なあらゆる媒体を活用して、市内の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体を明確にしながら、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ 市は、千葉県等と連携して、引き続き、感染予防には手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット・人混みを避けること等の市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを周知する。
- ・ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2) 情報共有

市はインターネット等を活用し、国、千葉県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。

(3) 相談窓口の継続

- ・ 市は、国からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。
- ・ 市は、国から Q&A の改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

3. 予防・まん延防止

市は、引き続き市民に対して手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県が行う以下の対策に協力する。

- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける・時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等に要

請する。

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼び掛けを行うように要請する。
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対する感染予防策を強化するよう要請する。

緊急事態宣言が発令された場合の措置

千葉県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、千葉県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

千葉県が、市の区域を対象として、特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

千葉県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、市内の学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

千葉県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

4. 予防接種

市は、ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を開始する。また、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国の基本的対処方針を踏まえ特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

市は、国及び千葉県の要請を受け、市内の事業者に対し、従業員の健康

管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

(2) 市民への呼び掛け

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼び掛けるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売り惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

(3) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び千葉県と連携し必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(4) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬ができるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、市は、以下の対策を行う。

①水の安定供給

水道事業者として、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、千葉県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の供給の需給・価格動向や実施した措置の内容等について、市民への迅かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国

民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③要援護者対策

国・千葉県と連携し在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

④埋葬・火葬の特例等

- ・千葉県からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

Ⅲ－５ 小康期

○状況

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

○目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

○対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

市は、国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合には、その対応を行う。

(2) 市対策本部の廃止

市は、特措法第 32 条第 5 項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、速やかに、「市対策本部」を廃止する。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

(3) 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて市行動計画等の見直しを行う。

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、市民に情報提供と注意喚起を行う。

(2) 情報共有

市は、インターネット等を活用し、国や千葉県及び関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場での状況等の情報を共有する体制を維持する。

(3) 相談窓口等

市は、国の要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

3. 予防・まん延防止

市は、市民に対して、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

4. 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、千葉県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民への呼び掛け

市は、必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

(2) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国及び千葉県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、措置の縮小・中止をする。

(参考1)

市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策を準備しておく。

(1) 実施体制

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国、千葉県と連携し、速やかに情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係部門や関係機関との会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。

(2) サーベイランス・情報収集

千葉県が行う鳥インフルエンザに関する情報収集に協力する。

(3) 情報提供・共有

- ・ 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国・千葉県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。
- ・ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国から、海外における発生状況、国における対応状況等について情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、市民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 患者及び接触者への対応等

- ・ 千葉県が行う接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）に協力する。

(4) - 2 家きん等への防疫対策

- ・ 鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザ

ザの家きんでの発生を予防するため、千葉県が実施する県内の農場段階での衛生管理の徹底等の措置に協力する。

- ・ 市内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、千葉県が行う防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。

(5) 医療

(5)－1 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・ 感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療について、千葉県に協力する。
- ・ 感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、千葉県が実施する入院その他等の必要な措置について協力する。

(5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等への周知について千葉県に協力する。

(参考2)

【用語解説】 ※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは、A型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というものは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○新感染症(感染症法第6条第9項)

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

成田市新型インフルエンザ等対策行動計画

発 行 成田市

編 集 健康こども部 健康増進課
〒286-0017 千葉県成田市赤坂1丁目3番地1
TEL 0476-27-1111

発行日 平成26年10月24日

登録番号 成健 14-032
